

## ○小規模既存集落内の自己用住宅の取扱いについて（旧包括承認基準4）

### 【条 例】

#### 第3条

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域に囲まれていることその他の理由により、市街地が無秩序に拡大するおそれがないと認められる規則で定める規模の集落内において、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に本籍又は住所を有していた者であって、当該集落内に土地を所有するもの(当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。)その他規則で定める者が、**自己用住宅を必要とするやむを得ない理由**により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

### 【施行規則】

(条例第3条第2号の規則で定める規模等)

第3条 条例第3条第2号の規則で定める規模は、市街化調整区域に係る線引きの日前から当該市街化調整区域に存する集落内に、現に6戸以上の住宅が敷地相互間において70メートル未満の間隔で連続していることとする。

2 条例第3条第2号の規則で定める者は、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に本籍又は住所を有していた者の2親等以内の血族又は1親等の姻族であって、当該集落内に土地を所有するもの(当該土地を取得することが確実であると認められる者を含む。)とする。

3 前条第3項(第1号を除く。)の規定は、条例第3条第2号の規則で定める要件について、準用する。

### 【運用基準】

第15条 条例第3条第2号に規定する**自己用住宅を必要とするやむを得ない理由**は、第5条の規定を準用する。